

## 島本町立第二中学校・学校協議会傍聴規則

### 1、傍聴の許可

会議を傍聴しようとする者は、自己の氏名及び住所を受付簿に記入し、会長の許可を受けなければ ならない。

### 2、傍聴できない者

次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 酒気を帯びている者
- (2) 会議の妨害になると認められる器物等を携帯している者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、会長が傍聴を不相当と認めた者

### 3、傍聴人数の制限

会長は、必要と認めたときは、傍聴人の員数を制限することができる。

### 4、傍聴人の行為の制限

傍聴人は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) みだりに傍聴席を離れること。
- (2) 私語、談話又は拍手等を行うこと。
- (3) 議事に批判を加え、又は賛否を表明すること。
- (4) 議事を録音すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、会議の妨害になるような挙動を行うこと。

### 5、傍聴人の退場

傍聴人は、会長が傍聴を禁じたとき、又は退場を命じたときは、すみやかに退場しなければならない

#### 附 則

この規則は、平成18年5月24日から施行する。